

<独立生計者について>

私費外国人留学生の家計基準は、本人を独立生計者とみなして扱うものとする。

一般学生（私費外国人留学生以外の学生）で以下に列挙する条件をすべて満たす者の家計基準は、本人を独立生計者とみなして扱うことができる。

- (1)本人（及び配偶者）の父母等と別居している者
- (2)所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- (3)本人（又は配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、
所得証明書が発行される者

※独立生計者として申請する場合は、次の書類を提出してください。

- ・本人（及び配偶者）の課税証明書（所得の記載のあるもの）
- ・本人（世帯全員）の住民票（留学生のみ、在留カード又は外国人登録証の写しでも可。）
（マイナンバーの情報が記載されていないもの）
- ・本人の健康保険証（写し）（留学生については、必要書類判別マニュアルで確認してください。）
（被保険者等記号・番号等は隠してコピーしてください）
- ・用意ができない場合、その他に書類の提出を求めることがあります。

※申請時現在、父母と別居している必要があり、別居見込みは独立生計として認定しません。

該当が不明な場合は、お問い合わせください。